

## 高松市牟礼総合センター外5総合センター広告付窓口案内 表示システム設置業務公募型プロポーザル実施要領

高松市は、牟礼総合センター外5総合センターにおける窓口サービスの向上、並びに窓口案内表示システムの設置等に係る費用の縮減を図るため、広告付窓口案内表示システム設置事業者（以下「事業者」という。）を企画提案により募集します。

### 1 業務の目的

- (1) 窓口の利用環境の向上
- (2) 窓口及び待合ロビーの混雑緩和、待合時間の快適化
- (3) 来庁者への行政情報や地域情報などの各種情報の提供
- (4) 窓口案内表示システム等の設置・運用費用の縮減

### 2 業務の概要

#### (1) 業務名

高松市牟礼総合センター外5総合センター広告付窓口案内表示システム設置業務

#### (2) 業務の内容

ア 高松市牟礼総合センター外5総合センターに、広告付窓口案内表示システムを設置し、企業広告・行政情報等を放映する。

イ 業務の実施に係る一切の費用（機器等の設置・運営・維持・撤去、広告主の募集及び広告の制作その他広告事業の実施に係る費用、その他全ての費用）については事業者の負担とし、業務実施にあたっては本市の費用負担がないものとする。

ウ 業務の実施に当たり企業広告の広告料は事業者の収入とし、業務を円滑に運用するものとする。

その他業務内容の詳細は、「高松市牟礼総合センター外5総合センター広告付窓口案内表示システム設置業務仕様書」のとおり

#### (3) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

なお、本市と事業者のいずれかから、契約期間満了日の3か月前までに書面による申出がない場合は、本契約と同様の条件で、引き続き期間満了日の翌日から1年間更新されるものとし、その後も同様とする。ただし、更新を含めて履行期間は令和13年3月31日を超えることはできないものとする。

また、契約締結日から令和8年3月31日までを履行に際しての準備期間とする。

(4) 業務の履行場所

履行場所は下記ア～カの6か所。

広告付窓口案内表示システムの設置場所は、事業者選定後に本市と事業者とで協議を行った上で、本市が指定する。

- ア 高松市牟礼町牟礼302番地1 地内  
牟礼総合センター 1階
- イ 高松市川島本町191番地10 地内  
山田総合センター 1階
- ウ 高松市仏生山町甲218番地1 地内  
仏生山総合センター 1階
- エ 高松市香川町川東上1865番地13 地内  
香川総合センター 2階
- オ 高松市香西南町476番地1 地内  
勝賀総合センター 1階
- カ 高松市国分寺町新居1298番地 地内  
国分寺総合センター 1階

3 参加資格

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者としてします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 当該プロポーザル方式の公表の日時点において、高松市物品・委託・役務の提供等競争入札参加資格者名簿に登載された者であること。
- (3) 公表の日から契約締結の日までの間に、高松市指名停止等措置要綱(平成24年高松市告示第403号)による指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立て(同法附則第3条に規定する申立てを含む。)がなされている者でないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (7) プロポーザル参加表明の提出日において納期の到来した市税、法人税（参加表明者が個人の場合は所得税）並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (8) 過去5年以内（令和2年4月1日から令和7年3月31日まで）に、国又は地方公共団体から同種の業務を元請として受注し、支障なく遂行した実績を有し、かつ本プロポーザルにおいて提案しようとする内容を遂行するために十分な組織、人員、経営能力等を有していること。（本プロポーザルに参加しようとする者の本店若しくは本社又は他の支店等が実績を有する場合等、その関係性から実質的に実績を有すると認められる場合を含む。）
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員以外の者で同条第2号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）のほか、次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
- ア 代表一般役員等（代表役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合に代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。以下このアにおいて同じ。））、一般役員等（法人の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所を代表する者（代表役員等を除く。）をいう。）が暴力団員である者又は暴力団員が経営に事実上参加している者
- イ 自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため、又は第三者に損害を加えるため、暴力団を利用している者
- ウ 暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与している者
- エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- オ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者
- (10) 本業務を適切かつ確実に実施するに足りる事業規模を有しており、かつ経営状況及び財務状況が良好であること。
- (11) 放映する広告については、事業者において広告内容を審査できる体制が整えられ、外部の審査機関等から発行された広告内容を審査した証明書等の提出ができること。また、高松市広告掲載要綱を遵守すること。

#### 4 スケジュール

内 容	日 時
プロポーザルの公表	令和7年10月 3日 (金)
プロポーザル関係書類の配布期間	令和7年10月 3日 (金) から 令和7年10月20日 (月) まで
参加表明書の提出期限	令和7年10月20日 (月) 午後5時まで
参加資格の審査結果の通知	令和7年10月24日 (金)
プロポーザルに対する質問の受付 期間	令和7年10月27日 (月) から 令和7年10月29日 (水) 午後5時まで
プロポーザルに対する質問の回答 期限	令和7年10月31日 (金) 午後5時まで
提案書等の提出期限	令和7年11月10日 (月) 午後5時まで
プレゼンテーション及びヒアリン グの実施	令和7年11月中旬 (予定)
審査結果の通知	令和7年11月下旬 (予定)
契約の締結	令和7年12月中旬 (予定)

#### 5 配布資料及びその配布方法

##### (1) 配布資料

ア 高松市牟礼総合センター外5総合センター広告付窓口案内表示システム設置業務プロポーザル実施要領

イ 仕様書

ウ 提出書類様式

(ア) 参加表明書 (様式第1号)

(イ) 会社概要書 (様式第2号)

(ウ) 業務実施体制及び実績調書 (様式第3号)

(エ) 辞退届 (様式第4号)

(オ) 質問及び回答書 (様式第5号)

(カ) 提案書 (様式第6号)

- (キ) 広告掲出料提案書 (様式第7号)
- (ク) 提案書の公開に係る意向申出書 (様式第8号)
- (2) 配布方法  
高松市ホームページからダウンロードしてください。  
<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/sections/proposal/r7/kohyo/madoguchiannaihyouji.html>

## 6 参加表明書の提出

- (1) 提出書類
  - ア 参加表明書
  - イ 会社概要書
  - ウ 業務実施体制及び実績調書
  - エ 財務諸表等  
直近の決算時における貸借対照表及び損益計算書  
※決算時期の関係から、直近の決算時における財務諸表等の提出が困難な場合は、前回決算時の財務諸表等を提出してください。
  - オ プロポーザル参加表明の提出日において納期の到来した市税、法人税(個人の場合は所得税)並びに消費税及び地方消費税を滞納していないことが証明できるもの
  - カ 法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
  - キ 広告の審査を受けている外部の審査機関等のパンフレット及び広告掲載基準  
※ エ～カについては、提出日以前3か月以内に作成されたものの写しでも可
- (2) 提出部数  
「(1) 提出書類」のアからキまでについてそれぞれ1部
- (3) 提出方法  
持参又は郵送(郵送の場合は配達記録の残る方法に限る。)
- (4) 提出期限  
令和7年10月20日(月)午後5時まで  
※受付時間は、提出期限までの市の執務時間(日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日及び土曜日以外の日の午前8時30分から午後5時まで)とします。  
※郵送の場合は、提出期限までに到着したものに限ります。
- (5) 提出先  
〒761-8014 高松市香西南町476番地1

高松市市民局 勝賀総合センター（担当：高木）

(6) 参加資格に係る審査結果の通知

参加表明者の参加資格の有無を、令和7年10月24日（金）までに通知します。提出期限までに参加表明書等が提出されなかった、又は到着しなかった場合若しくは参加資格を有する旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出することができません。

(7) 参加表明書提出後の辞退

参加表明書等を提出した後に、参加を辞退する場合は、辞退届を提出してください。

7 質問及び回答

(1) 質問の受付期間及びその方法

本要領に基づくプロポーザルに関し質問がある場合は、令和7年10月29日（水）午後5時までに、「質問及び回答書」に質問事項等を記載の上、電子メールにより提出してください。

なお、送信後に、勝賀総合センター担当者に電話で収受確認をしてください。

(2) 提出先

高松市市民局 勝賀総合センター（担当：高木、岡田）

メールアドレス：katsuga\_bo@city.takamatsu.lg.jp

電話：087-882-7770

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、その都度、質問者に対して電子メールで行うとともに、質問者を特定できない形で、その内容を高松市ホームページに掲載します。

プロポーザルに参加をする者は、この回答の内容を確認の上、提案書を提出しなければなりません。提案書を提出した者は、回答を確認したものとして審査を行います。

8 提案書等の提出

(1) 提出方法

参加資格の審査結果の通知において、参加資格を有する旨の通知を受けた者であって、本プロポーザルへの参加の意思のある者（以下「提案者」という。）は、次のアからウまでに掲げる書類を、提出期限までに「(3) 提出先」に持参又は郵送（配達記録の残る方法に限る。）してください。

ア 提案書

(ア) 書式等

- a 用紙サイズ：A4判
- b 文字サイズ：12ポイント以上
- c 印刷：両面

(イ) 部数

正本1部、副本7部

(ウ) 記載事項

本要領及び仕様書等を熟読の上、本事業に当たっての概要、広告、スケジュール等を提案すること。提案書に記載する主な記載事項は次のとおりとする。

- a 事業者の業種
- b システム機器等の仕様
- c 設置するモニター機器等の仕様
- d システム機器設置等スケジュール
- e 機器の設置、故障、問合せ等への対応体制
- f 国又は地方公共団体発注の同種業務の契約実績
- g 広告内容の審査体制
- h 映像の制作・放映方法・構成
- i その他、提案の独創性など

イ 広告掲出料提案書

配布資料の「広告掲出料提案書」により作成してください。

※広告掲出料については、「月額」で記載してください。

また、本業務に係る収支見積書（任意様式）を添付し、具体的な項目や数量、金額等が分かるように記載してください。

ウ 提案書の公開に係る意向申出書

提案書の内容を本市が情報公開することについての意向を申し出てください。なお、詳細は、12(4)を参照してください。

(2) 提出期限

令和7年11月10日（月）午後5時まで

※受付時間は、提出期限までの市の執務時間（日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日及び土曜日以外の日の午前8時30分から午後5時まで）とします。

※郵送の場合は、提出期限までに到着したものに限りします。

(3) 提出先

〒761-8014 高松市香西南町476番地1  
高松市市民局 勝賀総合センター（担当：高木）

## 9 審査の方法

### (1) 選定委員会の設置

受託候補者の選定基準の決定及び受託候補者の選定を行うため、高松市牟礼総合センター外5総合センター広告付窓口案内表示システム設置業務事業者選定委員会を設置します。

### (2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提案書に記載の内容について、次のとおり、プレゼンテーション及びヒアリングを実施します。

#### ア 実施時期

令和7年11月中旬

※詳細な日程及びその会場については、別途、提案者に通知します。

#### イ 所要時間

1事業者当たり40分以内（提案内容の説明20分、質疑応答20分）

#### ウ 説明者

会場に入場できる者は、説明者を含め3名までとします。

### (3) 選定審査基準

別紙「選定審査基準」で示す評価の基準に基づき審査及び評価を行います。

## 10 受託候補者の選定

(1) 別紙「選定審査基準」に示す審査の観点から、総合的に公平かつ客観的な審査及び評価を行い、審査項目ごとの評価を点数化し、総合点が評価点全体の6割以上であって、最も総合点の高い提案者を選定委員会として受託候補者に選定します。

(2) 審査結果については、全ての提案者に対して、次の事項を通知するものとします。

#### ア 業務名

#### イ 受託候補者の商号又は名称

#### ウ 当該提案者の総合点

#### エ 提案者全ての総合点

※受託候補者以外の提案者については、提案者を特定することができない表記とします。

#### オ 選定委員会における審査日

カ 受託候補者とならなかった者は、次に掲げるところにより、その理由について書面(様式は任意)により市長に対し説明を求めることができます。

- (ア) 提出期間 審査結果の通知があった日から7日以内
  - (イ) 提出方法  
電子メールにより提出してください。  
なお、送信後に、勝賀総合センター担当者に電話で収受確認をしてください。
  - (ウ) 提出先  
高松市市民局 勝賀総合センター（担当：高木、岡田）  
メールアドレス：katsuga\_bo@city.takamatsu.lg.jp  
電話：087-882-7770
- (3) 審査結果の公表  
提案者への審査結果の通知後、高松市ホームページに、次の事項を公表するものとします。
- ア 業務名
  - イ 受託候補者の商号又は名称
  - ウ 提案者全ての総合点  
受託候補者以外の提案者については、提案者を特定することができない表記とします。
  - エ 選定委員会における審査日
- (4) 受託候補者との契約締結に係る協議の結果、合意に至らなかった場合、又は受託候補者と決定した提案者に13(3)に掲げる失格事項が生じた場合は、次点の提案者を契約の相手方として、契約締結に関する協議を行います。
- (5) 提案者が1事業者のみの場合であっても、当該提案者の総合点が評価点全体の6割以上である場合には、当該提案者を受託候補者として選定します。

## 1.1 契約の締結

- (1) 契約  
受託候補者と当該業務に係る契約内容及び仕様、並びに広告掲出料等について協議を行い、その内容について合意をしたときは、必要に応じ当該業務に係る仕様書を修正の上作成し、随意契約の方法により契約を締結します。
- (2) 契約保証金  
要します。ただし、高松市契約規則（昭和39年高松市規則第36号）第24条各号のいずれかに該当する場合は免除することができます。
- (3) 行政財産使用料及び電気料金等について

事業者は本市に対し、広告モニターに係る行政財産使用料及び電気料金を支払うものとし、11(1)において合意をした広告掲出料が0円を超える場合、当該広告掲出料も合わせて支払うものとしします。

## 1.2 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しません。
- (2) 提出後の書類に係る差替え、追加及び削除は認めません。
- (3) 提案書等の著作権は、当該提案書を作成した者に帰属するものとしします。ただし、提出された提案書等の全部又は一部を無償で使用(複製、転記又は転写をいう。)する許諾を、作成者は本市に与えるものとしします。
- (4) 提出された書類については、本市は、高松市情報公開条例(平成12年高松市条例第39号)の規定に基づき、公開請求があった場合、その内容の全部又は一部を公開することがあります。また、その場合は、著作権法(昭和45年法律第48号)第18条第3項第3号に基づき、提出された書類のうちの著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、又は提示することについて提出者が同意したものとみなされます。  
この同意をしない場合は、その旨の意思表示が必要となります。

## 1.3 その他

- (1) 言語及び通貨単位  
手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 費用負担  
書類作成及び提出に係る費用など、プロポーザルへの参加に伴い必要となる経費は全て参加者の負担としします。  
本市がやむを得ない理由等によりプロポーザルを実施することができないと認めるときは、プロポーザルの実施を中止し、又は取り消すことがあります。その場合において、参加者は、本プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできません。
- (3) 失格事項  
次のアからエまでに掲げる場合(以下「失格事項」という。)のいずれかに該当した場合は、その者を失格としします。  
プロポーザルへの参加者又は受託候補者と決定した提案者に失格事項が生じた場合は、プロポーザルの参加資格を有する者としての決定又は受託候補者の決定を取り消します。このことにより参加者又は受託候補者に損害が生じた場合であっても、本市はこれら損害について一切の負担をし

ません。

- ア 提出書類に虚偽の記載があった場合
- イ 本要領に違反した場合
- ウ 公正を欠いた行為があったとして本市が認めた場合
- エ 提出書類に不備、錯誤があり、本市が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- オ 公告の日から契約締結日までに応募資格要件を欠く事態が生じた場合

#### 1.4 周知事項等

##### (1) 高松市指名停止等措置要綱別表第26号の運用基準

平成24年6月1日から、高松市指名停止等措置要綱の別表の措置要件第26号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を告示を公表しています。御留意ください。

詳しくは、契約監理課ホームページを御参照ください。

([http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku\\_kanri/shimeiteishi/index.files/18588\\_L57\\_20130129simeiteisi\\_unnyoukjun.pdf](http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanri/shimeiteishi/index.files/18588_L57_20130129simeiteisi_unnyoukjun.pdf))

##### (2) 不当要求行為の排除対策

市では、受託者（市との契約の相手方）が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受託者の遵守事項として定め、市が発注する物品の買入れ等からの暴力団等の排除対策の強化を進めています。

詳しくは、契約監理課ホームページを御参照ください。

([http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku\\_kanri/index.html](http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanri/index.html))

##### (3) 周知事項

売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、市の内部公益通報制度により通報することができます（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要があります。）

⇒メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@nifty.com

書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会）。

※市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、契約監理課ホームページに掲載しています。

#### (4) 適正な労働条件の確保

労働関係法規を遵守及び適正な労働条件の確保に関しては、次によること。

ア 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間（特別措置の適用を受ける事業にあっては、週44時間）を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。

イ 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイマー労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。

ウ 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。

エ 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。賃金については、最低賃金法の定めるところにより最低賃金額以上の額を支払うこと。

オ 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。

カ アからオまでに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

#### (5) 秘密保持

参加者は本プロポーザルにおいて知り得た市及び関係施設に係る情報については、秘密保持に特に留意し、いかなる場合であっても他に漏らしてはならない。

(別紙) 選定審査基準

評価項目	評価項目についての審査の観点	配点
①業務遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切な実施体制となっているか。</li> <li>実施に当たってのスケジュールは妥当か。</li> </ul>	10
②同種業務の履行実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度から令和6年度までに完了した国及び地方公共団体発注の同種業務の履行実績</li> </ul>	10
③機器等の仕様、機能及び操作性	<ul style="list-style-type: none"> <li>受付番号札発券機、呼出番号表示機、受付番号案内表示モニター及び広告表示モニターの機能</li> <li>機器操作、設定変更等が容易にできるか。</li> <li>仕様書に記載した機能要件を満たした提案となっているか。</li> <li>来庁者及び職員にとって操作が簡単で業務の効率が図れるか。</li> <li>モニター及び表示機の表示が分かりやすい文字サイズ、デザインになっているか。</li> <li>機器等のマニュアルの整備や操作研修等のフォローは講じられているか。</li> </ul>	25
④広告事業主及び広告内容の審査体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>リスク回避のための外部広告専門審査機関等への委託又は自社の広告審査専門部署の有無</li> </ul>	10
⑤広告の表示	<ul style="list-style-type: none"> <li>デザインは幅広い年代から好感を得て、市のイメージアップとなるようなものか。</li> </ul> (提案されたサンプルにより評価する)	5
⑥安全対策・保守体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>機器等の配置及び設置方法は適切か。</li> <li>法令に基づく資格者が必要な場合は確保されているか。</li> <li>安全対策等に配慮した提案内容であるか。</li> <li>定期的な保守、点検、安全確認等の実施方法</li> <li>保守業務に係る体制は整備されているか。</li> <li>緊急時に適切に対応できる体制は整備されているか。</li> <li>広告に関するトラブル発生時の対応は適切か。</li> </ul>	15
⑦独自提案、創意工夫性	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該業務の実施に当たり、効果的に運用できるような優れた独自提案や創意工夫等がされているか</li> </ul>	15
⑧提案価格	<ul style="list-style-type: none"> <li>広告掲載に関し提案された価格は妥当か</li> </ul>	10

※選定審査は、「選定審査基準」に基づき委員7人が審査し、1人当たり100満点で審査を行う。